

宮城県保険薬局における賃上げ・物価上昇支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、従業員の処遇改善及び必要な経費に係る物価上昇の影響を受けている県内の保険薬局に対して、負担の軽減を図り、地域において必要な医薬品提供機能を維持することを目的として、予算の範囲内において、宮城県保険薬局における賃上げ・物価上昇支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」（令和8年1月26日医政発0126第67号及び医薬発0126第1号厚生労働省医政局長及び医薬局長通知。以下「国実施要綱」という。）、「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金の国庫補助について」（令和8年1月30日厚生労働省発医政0130第1号及び医薬0130第34号厚生労働事務次官通知）及び宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業の実施主体は、国実施要綱の「3. 診療所等賃上げ支援事業」及び「4. 診療所等物価支援事業」に規定される事業を実施する保険薬局（健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から補助金の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。ただし、令和8年1月1日において廃止している場合（補助金の申請時点で同年1月2日以降に廃止を予定している場合を含む。）は除く。）とする。

(交付額の算定方法等)

第3 賃上げ支援に関する補助金の対象施設、賃上げ支援の対象者、交付額、交付要件及び留意事項は、別表1のとおりとする。

2 物価上昇支援に関する補助金の対象施設及び交付額は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号及び様式第2号によるものとし、「みやぎ電子申請サービス」により提出し、期限は知事が別に定める。

2 交付申請は、原則として薬局開設者が1つの薬局につき、1回に限り行うものとする。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書兼請求書（様式第3号）
- (2) 令和7年4月30日時点の薬局数が確認できる厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」の写し
- (3) 補助金の振込先がわかる書類（預金通帳等）の写し

- 4 規則第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第1号から第3号に掲げる書類とする。
- 5 第1項の交付申請のうち様式第2号は、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。
- 6 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。
 - (1) 国、県又は市町村が運営するもの
 - (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (3) 県税に未納があるもの

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を本補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 事業の内容の変更をする場合には、様式第4号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、様式第5号により知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- (6) 県は、必要に応じ、帳簿その他の関係書類の検査又は関係者への質問をすることができる。
- (7) 補助金の交付を受けた保険薬局は、補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

（交付の決定）

第6 知事は、第4の交付申請があったときは、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不適当と認めるとき又は予算上の理由等により補助金を交付することができないときは、書面により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、緊急支援という本事業の趣旨を踏まえ、規則第15条ただし書きにより概算払で交付し、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に精算することができる。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項による補助事業実績報告の様式は、様式第6号、同一法人が宮城県内で開設する薬局ごとに交付された補助金を集約し、各薬局の対象職員に均等に分配した場合は様式第7号によるものとし、「みやぎ電子申請サービス」により提出し、その提出期限は令和8年8月1日(第5第3号の条件により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)とする。

2 規則第12条第1項による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 令和8年6月1日時点の令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出書の写し

(2) 同一法人が宮城県内で開設する薬局ごとに交付された補助金を集約し、各薬局の対象職員に均等に分配した場合【対象施設報告シート(法人単位)】

(3) 別表1-5(1)の運用を、薬局ごとに行った場合【2.0超部分に充てる場合の算定シート】(様式第6号別紙)、宮城県内の薬局について法人単位で行った場合【2.0超部分に充てる場合の算定シート】(様式第7号別紙)

(補助金の取消等)

第9 知事は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、第8において令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、6月1日からベースアップを実施したことを確認できず、第3で算定した交付額の全部又は一部の内容に充当されていない場合に適用することがある。

3 第1項及び前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第10 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第17条2項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第11 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とする。

(その他)

第12 この規則に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。

別表1（賃上げ支援関係）

<p>1 対象施設</p>	<p>令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※1）する保険薬局（※1）</p> <p>補助事業実績報告書（別紙様式第6号）において令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことの報告を必須とする。</p> <p>なお、当該評価料は現在国において内容検討中であり、今後変更があり得ることから、当該評価料の対象とならなかった保険薬局の取扱いは、返還も含めて国との協議により決定する。</p>
<p>2 賃上げ支援の対象者</p>	<p>保険薬局の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。</p> <p>ア 保険薬局の管理者</p> <p>イ 保険薬局を開設する法人の理事長、保険薬局を運営する個人事業主</p> <p>ウ 保険薬局の開設者</p>
<p>3 交付額</p>	<p>(1) 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局 1施設あたり145千円</p> <p>(2) 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局 1施設あたり105千円</p> <p>(3) 所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局 1施設あたり70千円</p> <p>(※2)</p> <p>厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数。</p>
<p>4 交付要件</p>	<p>原則として、補助金の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。</p> <p>ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は</p>

	特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。
5 留意事項	<p>(1) 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に補助金の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。</p> <p>(2) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。</p> <p>(3) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金)を財源として行っている部分に充てることができない。</p> <p>(4) 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。</p> <p>(5) 一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の保険薬局のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。ただし、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種に対して、重点的に配分することを妨げるものではない。</p>

別表2 (物価支援関係)

1 対象施設	事業に必要な経費に係る物価上昇の影響を受けている保険薬局
2 交付額	<p>(1) 所属する同一グループ内の保険薬局の数(※3)として1店舗以上5店舗以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局 1施設あたり85千円</p> <p>(2) 所属する同一グループ内の保険薬局の数(※3)として6店舗以上19店舗以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局 1施設あたり75千円</p> <p>(3) 所属する同一グループ内の保険薬局の数(※3)として20店舗以上(当該保険薬局を含む)である保険薬局 1施設あたり50千円</p>

(※3)

厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数。